

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)の支給

食費等の物価高騰が長期化する中、依然として非常に厳しい経済状況に置かれている低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)を支給します。

**支給額 児童一人あたり一律2万円**

**受付期限 2月29日(木)**

### ひとり親世帯分

問合せ 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい ☎96-8822)

対象者 次のいずれかに該当する人(ただし、子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯以外の世帯分)および三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)の支給を他市町において受けた人を除く)

#### ①令和5年11月分の児童扶養手当が支給された人 県制度

申請方法 **申請は不要です。**市から案内を送付します(1月下旬発送予定)。

※支給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 2月15日(木)に児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

#### ②公的年金等<sup>\*1</sup>を受給していることにより、令和5年11月分の児童扶養手当の支給を受けていない人で、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人 市独自

申請方法 **申請が必要です。**申請書および申請書に記載の必要書類を子育てサポートグループへ提出してください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、3月中旬に振込先口座へ振り込みます。

※1公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など

#### ③令和5年11月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人 市独自

申請方法 **申請が必要です。**申請書および申請書に記載の必要書類を子育てサポートグループへ提出してください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、3月中旬に振込先口座へ振り込みます。

※窓口での申請が難しい場合は、郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

※申請書等は、子育てサポートグループの窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### ひとり親世帯以外の世帯分

問合せ 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

対象児童 平成17年4月2日(障がい児については、平成15年4月2日)～令和6年2月29日の間に出生した児童

対象者 次のいずれかに該当する人(ただし、子育て世帯生活応援給付金(追加対策分)(ひとり親世帯分)および三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)の支給を他市町において受けた人を除く)

#### ①令和5年11月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を亀山市から受けている人で、令和5年度住民税均等割非課税の人

申請方法 **申請は不要です。**市から案内を送付します(1月下旬発送予定)。

※支給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 2月15日(木)に児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

#### ②令和5年12月～令和6年3月のいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の新規受給者であって、令和5年度住民税均等割非課税の人

申請方法 **申請は不要です。**市から案内を送付します。(随時)

※支給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 随時、児童手当または特別児童扶養手当の振込口座へ振り込みます。

#### ③①、②以外の人(高校生のみ養育している人や公務員などで令和5年度住民税均等割非課税の人、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降に家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入になった人)

申請方法 **申請が必要です。**申請書および申請書に記載の必要書類を市民課医療年金グループへ提出してください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※申請書等は、市民課医療年金グループの窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

